

令和4年度教育実習生の受入れについて

(受付期間 令和3年4月1日(木)～6月11日(金) 期間中の受付日時は選考に関係しません)

以下の各条件を満たす者について、本校の教育計画に支障が生じないと思われる場合に限り、これを許可する。

1 教育実習生受入れの人数、申込時期等

- (1) その人数は、教科で2名、科目で1名以内までを原則とする。(申込み多数の場合は校内で協議の上決定する。申し込み先着順ではない。)
- (2) 申込みは、令和3年4月1日(木)から6月11日(金)までに行う。
- (3) 申込みは、事前に電話等で打ち合わせの上、本人が来校して面接を受け、所定の申込書類を教育実習係(教頭)へ直接提出して行う。

2 教育実習出願の条件

- (1) 本校の卒業生であること。
- (2) 将来、教員になる意志が強固(第一志望)で、教員採用試験を受験する者であること。
- (3) 高等学校一種免許のみの取得を希望する者で、2週間の教育実習であること (中学校一種免許は取得できない)。
- (4) 実施期間は、本校の指定する期間(令和4年5月23日(月)～6月3日(金)を予定)であること。ただし、保健体育と養護教諭を希望するものは、本校が指定する3週間(令和4年5月23日(月)～6月10日(金)を予定)とする。
- (5) 原則として在籍する大学に附属高等学校等が設置されていないこと。
- (6) 実施希望教科の内諾が得られること。

3 教育実習の内諾

教育実習を内諾した旨は、令和3年7月中旬に各大学及び本人へ連絡する。

(申込み来校時に、結果通知書の宛先を記した定形長3封筒(2通)を切手貼付けの上、持参のこと)

4 教育実習の許可

- (1) 内諾を与えられた者は、学長又は学部長からの「教育実習許可願」(依頼書)を実習する年度当初(令和4年4月)までに本校校長あて提出する。
- (2) 教育実習の許可について、大学へ通知する。

5 実習生との事前打ち合わせ

- (1) 実習生は、本校の指定する日(「申込み日」,「実習実施年度当初」,「前週金曜日」の3回)に来校し、次のことを行う。
 - ①実習期間中の服務(勤務時間、勤務態度、服装等)、その他必要事項についての確認
 - ②指導教諭との打合せ
 - ③その他必要な事項についての確認

6 実習後

評価等を大学へ送付する。

*受け入れの内諾後、民間企業への就職内定等で進路変更があった場合は、速やかに教育実習辞退を申し出ること。